

問責決議について

問責決議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

沼 崎 雅 之

えびな 安 信

石 川 まさゆき

高 橋 ひでとし

賛成者 旭川市議会議員

いしかわ まさき

菅 原 範 明

笠 井 まなみ

佐 藤 さだお

あ べ な お

松 田 卓 也

たけいし よういち

杉 山 允 孝

問責決議

この度、高見一典議員は、９月１５日に自宅敷地内で物置や納屋の一部を焼失させる火災を起こしたが、その際、焼却禁止物を含む野焼きを行う法律違反があったことを認めた。この行為は、市議会議員としてはもちろんのこと、一社会人として許されるものではない。また、医師から休養の診断が下され、１０月７日、８日開催の旭川市議会本会議を欠席したにもかかわらず、自身のなりわいである農業に従事し、収入を得る行為をしていた。当時、副議長という職責にありながら、このような行為に至ったことは、自らその責務を放棄した行動で、旭川市議会の名誉を著しく傷つけ、さらに、常に高い倫理観を保持しなければならない市議会議員として、市民の信頼を失墜させたことは許されるものではない。

よって、本市議会は、きぜんたる態度を市民に明らかにするとともに、高見一典議員は、議員としての重い責任を自覚し、その身を自ら処することを求めるものである。

以上、決議する。

旭 川 市 議 会